

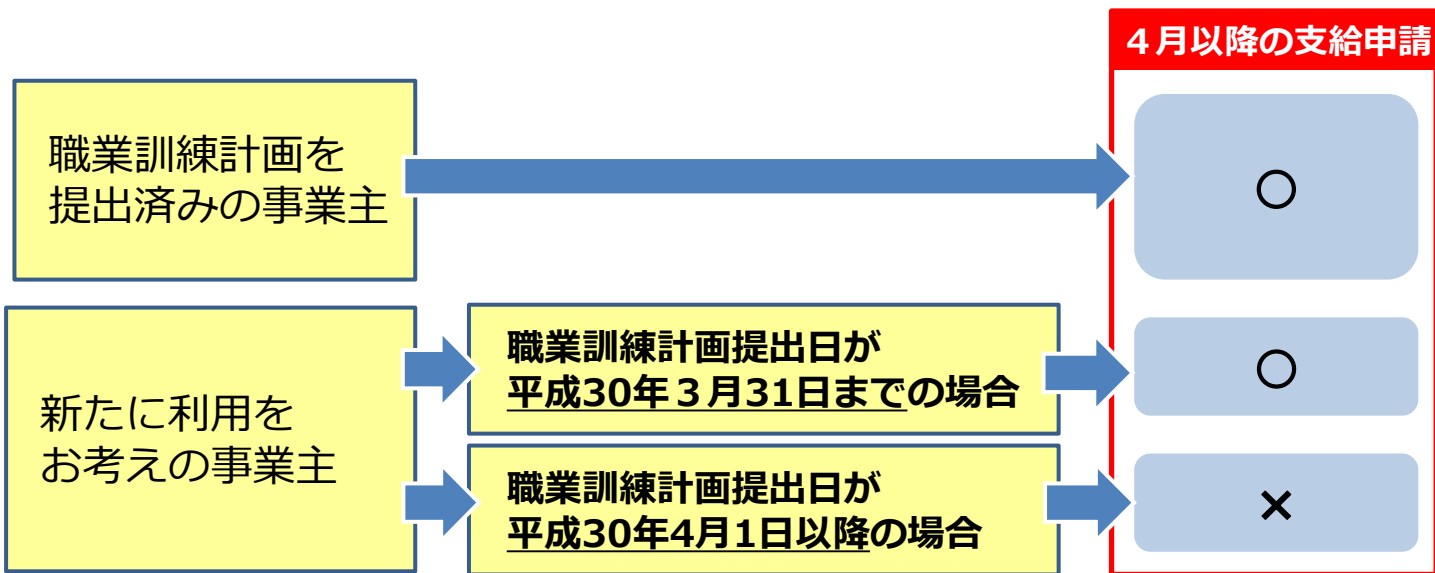
従業員の人材育成をお考えの事業主の皆さまへ

平成30年3月31日をもって 労働移動支援助成金（人材育成支援コース） は廃止を予定しています。

労働移動支援助成金（人材育成支援コース）とは

再就職援助計画の対象となった労働者等を雇い入れ、その労働者に対する職業訓練（Off-JTのみ、又は、Off-JT+OJT）を実施した場合に、事業主に対して職業訓練に要した費用等の一部を助成するものです。

この助成金は、平成30年3月31日で廃止の予定です。
その場合、4月以降の取扱いは次のようになります。



(注) 支給申請は、職業訓練計画の実施期間の終了した日の翌日から2か月以内、または優遇助成（賃金上昇区分）で申請される場合で、雇入れ1年経過後の賃金支払日が職業訓練の終了後である場合は、賃金支払日の翌日から2か月以内に行う必要があります。

※なお、本助成金に代わるものとして、再就職援助計画の対象となった労働者等を雇い入れて職業訓練を実施する場合の助成については、労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）内の助成として見直す予定です。

